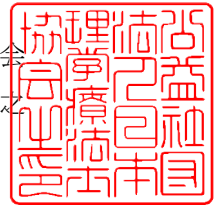


日理協 25 第 201 号

2025 年 7 月 2 日

法 務 大 臣
鈴 木 馨 祐 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 斉 藤 秀 之



2026 年度(令和 8 年度)予算概算要求に向けての要望

受刑者への運動機能維持向上プログラムに関する理学療法士の活用

日頃より本会及び理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

2026 年度(令和 8 年度)予算概算要求に関する要望を提出いたします。

理学療法士は、身体に障害のある方や、将来的に障害が発生する可能性のある方に対し、運動療法や物理療法、身体活動の相談支援・指導等により、自立した日常生活の実現を支援するリハビリテーションの専門職です。国家資格に基づき、社会保障制度の一翼を担いながら、主に医療機関や介護施設、障害福祉施設等において業務に従事しております。

また、近年の医療・福祉分野の多様化に伴い、こども・母子保健、産業保健、疾病・障害予防、健康増進、スポーツを通じたライフパフォーマンスの向上など、公衆衛生領域での活躍の場が広がっています。

さて、貴省の令和6年度版「犯罪白書」によりますと、検挙人員に占める高齢者の割合は、前年度よりやや減少したものの、依然として 22.4%と高い水準にあります。これに伴い、刑務所における受刑者の高齢化が進行し、フレイルの進行や歩行をはじめとする移動能力の低下、さらには介護を要する状態となることが危惧されます。実際に、医療刑務所等においては、理学療法士を含むリハビリテーション専門職を配置し、受刑者の身体機能の維持・改善を図っている事例も承知しております。身体的な自立度を可能な限り高く保つことは、受刑者の円滑な社会復帰および生活の自立に向けて極めて重要な要素であり、理学療法士による適切な運動指導等の提供は必要不可欠な支援であると認識しております。

つきましては、理学療法士の専門性および役割へのご理解を深めていただきますとともに、刑務所における受刑者の運動機能維持・向上に資するプログラムへの理学療法士の積極的な活用について、必要な予算の確保を賜りますよう、要望いたします。

要 望 事 項

医療刑務所等における受刑者への運動機能維持向上プログラム提供等に関する
理学療法士の積極的な加配・活用について予算の確保に向けた対応をお願いしたい